

me:rise 立川施設利用規約

第1条（総則）

me:rise 立川施設利用規約（以下「本規約」という。）は、多摩信用金庫（以下「当金庫」という。）が運営をする「たましん地域/未来共創センターme:rise 立川」（以下「本施設」という。）の利用について定める。

本施設は、インキュベーション・コワーキング・飲食の提供等の機能を備えた施設であり、利用者相互の理解のもと、創業、事業促進、地域交流の拠点となる事を目的としている。本施設利用者（以下「利用者」という。）が安全かつ快適に本施設を利用するために本規約を定め、利用者は遵守の上で本施設を利用するものとする。

第2条（規約の変更）

当金庫は、当金庫の裁量により本規約を変更する事がある。本規約を変更する場合、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容ならびに効力の発生日について、本施設への掲示、ホームページへの掲載により利用者へ周知をする。その効力は、本施設のすべての利用者に及ぶものとする。

第3条（本施設の運営）

本施設は、当金庫及び当金庫が運営を委託する事業者（以下、あわせて「本施設スタッフ」という。）と共同で運営をする。

第4条（利用者）

本施設の利用者は、以下のものとする。

- (1) 一時利用者
- (2) フリー会員
- (3) ブース会員
- (4) 個室会員
- (5) インキュベーション会員
- (6) たましん法人会員
- (7) チャレンジスペース利用者
- (8) ゲスト
- (9) 本施設で開催するイベントの参加者

利用申込及び利用方法、利用期間は、対象となる各種規約に定める。

第5条（施設概要）

1. 本施設の名称・所在地

名称：たましん地域/未来共創センターme:rise 立川

略称：me:rise 立川（みらいずたちかわ）

所在地：〒190-8681 東京都立川市曙町 2-8-28 TAMA MIRAI SQUARE1, 2 階

2. 営業時間

	平日	土日祝日
営業時間	9:00~21:30	10:00~20:00

※休館日は12月31日～1月3日とする

※その他必要に応じて休館日を設定する場合がある

※会員種別に応じて別途利用時間を定める。

3. 利用可能スペース

利用者は会員種別に応じて本施設の以下のスペースを利用できる。利用者は、各種スペースの利用にあたり、本規約及び別途定める各種規約・注意事項に従う。なお、専用スペースの利用については別途その内容を定める。

(1) 共用スペース

- ① フリースペース
- ② ミーティングルーム
- ③ Phone Room

(2) 専用スペース

- ① ブース席
- ② 個室席
- ③ インキュベーションスペース
- ④ チャレンジスペース

4. サービスの内容

本施設は、利用者に対し次の各号に掲げるサービス（以下総称して「本サービス」という。）の全部又は一部を提供し、利用者は会員種別に応じて本施設の利用及び本サービスを利用できる。

利用者は、本サービスの利用にあたり、本規約及び別途定める各種規約・注意事項並びに本施設スタッフの指示に従う。

- (1) セミナー、交流会等イベント
- (2) ドリンクサービス
- (3) 法人登記サービス
- (4) ロッカー利用サービス
- (5) 住所・ポスト利用サービス
- (6) インターネット
- (7) コピー・プリント

(8) その他、各号に付随するサービス

5. 入退館方法

利用者は、緊急時を除き営業時間中は本施設東側入り口からのみ入退館を可能とする。入退館時は、1階入り口に設置のQRコードリーダーへ利用者には与えられたQRコードを読みこませる。

第6条（施設利用）

1. コピー・プリントサービスの利用について

利用者は、本施設のコピー・プリントサービスを利用できる。印刷代金の支払いは事前にコピーカードの購入によって行う。

2. 飲食について

本施設内は飲食を可能とする。但し、本施設が提供する飲食を除き、強い臭気の出るものや他の利用者に不快感を与えるものは禁止とする。

3. 酒類の持ち込みについて

酒類の過度な摂取を防止する観点から、利用者による酒類の持ち込みは原則として禁止とする。但し、本施設スタッフの許可を得た場合を除く。

4. オンライン会議・通話について

本施設内の利用者ごとの利用可能スペースにおいて、オンライン会議・通話を可能とする。但し、イヤホンを着用する等他の利用者に配慮すること。

5. ごみ処理について

飲食等で発生したごみは、利用者各自で分別をしてごみ箱へ処理をする。なお、ごみの持込は禁止とする。

6. 専用スペース内への立ち入りについて

本施設的环境維持及び設備保全のため、利用中であっても本施設スタッフ、業者等が立ち入る場合がある。また、緊急を要すると認めた場合は、利用者が不在でも立ち入る場合がある。

7. イベントについて

本施設内においてイベントを開催する場合がある。イベント開催時は、利用可能スペースの一部又は全部を利用制限する場合がある。

8. 清掃について

利用者は後の利用者へ配慮をし、利用終了後に利用スペースの片づけ、簡易な清掃等を自ら行うものとする。

9. 照明設備・冷暖房空調設備について

照明設備・冷暖房空調設備は、本施設スタッフが設定操作をすることとし、利用者による操作は禁止とする。

10. エレベーターについて

合理的な理由がある場合を除き、利用者による本施設エレベーターの利用は禁止とする。

11. ゲスト利用について

ゲストとは、第4条（2）～（7）で定めた利用者と面談・商談・会議等を目的として本施設を利用するものをいう。ゲストは、1会員につき、4名・2時間まで無料で利用することができるものとする。

第7条（臨時休業）

本施設は、本施設が入居する建物の設備点検や改修、イベント、セミナーの実施、システム障害、悪天候等により交通障害が見込まれる場合などに臨時休業や営業時間の短縮、利用制限等を行う場合がある。その場合も利用料金の返還や減額は行わない。

第8条（借地借家法の適用）

利用者は、本施設を利用する権利を有するが、スペースや座席等の占有権限を有するものではなく、借地借家法上の借家権あるいは民法上の賃借権は発生しない。

第9条（利用料金）

利用者は利用料金を支払う。利用料金はme:rise立川料金表に定める。

第10条（禁止事項）

利用者は、以下に定める行為を行ってはならない。

1. 利用可能スペース以外への立ち入り、利用をすること
2. 本施設を許可無く改造すること
3. 本施設の全部又は一部を第三者に転貸すること
4. 許可無く火気類（ガス、石油ストーブ、ガスコンロ等）又は冷蔵庫、電気式の調理器具等を持ち込むこと
5. 許可無く本施設内に生き物を持ち込み、飼育をすること
6. 本施設スタッフの許可なく鍵を複製すること
7. 危険物、その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと
8. 法令または公序良俗に反する行為を行うこと
9. 本施設内での喫煙、騒音、その他本施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害すること
10. 他の利用者及び本施設スタッフの名誉、信用、プライバシー、肖像権等の人格的権利を侵害すること
11. 衛生面を損なうこと
12. 本施設内で営業行為を行うこと（本施設スタッフが許可した場合を除く）
13. 宗教やマルチ商法、及び保険商品等、不相当と認める勧誘行為を行うこと

14. 他の利用者及び本施設スタッフに対し害が及ぶような言動を行うこと
15. 他の利用者に対して支障が出るような声かけや話しかけを行うこと
16. 本施設の利用に関して知り得た情報を他者に漏らすこと。なお、利用終了後及び利用許可取り消し後も同様とする
17. 本施設の住所を名刺や会社案内、ホームページ等に記載をすること（「住所・ポスト利用サービス」利用者を除く。）
18. 本施設の住所を郵便物や宅配物の宛先とすること（「住所・ポスト利用」利用者を除く。）
19. 本施設の電話番号、FAX 番号、メールアドレスを自らのものとして表記をすること
20. 利用者及び本施設スタッフの個人情報や本施設利用状況を無断で他者に知らせること、または SNS 等に掲載をすること
21. 広告物の掲示を行うこと（本施設スタッフが許可した場合を除く。）
22. その他、本施設スタッフが不相当と認める行為を行うこと

利用者が上記禁止事項に違反していると本施設スタッフが判断したときは、当該行為の中止を求めることができるとともに、本施設の利用を禁止することができる。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

利用者が以下の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、事前に通知する事なく本施設の利用を禁止する。

1. 以下のいずれにも該当しないこと
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員で無くなった時から 5 年を経過しないもの
 - (4) 暴力団構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社旗運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等
 - (7) その他（1）から（6）に準ずるもの
2. 利用者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動、暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて本施設スタッフ、本施設の信用の毀損、業務を妨害する行為
 - (5) その他（1）から（4）に準ずる行為

第 12 条（本施設の利用禁止）

利用者が以下に定める事項に該当した場合、本施設スタッフは直ちに本施設の利用を禁止

することができる。

1. 本規約に定める事項に違反した場合
2. 提出された本人確認書類が真正なものでないと認められる場合
3. 利用者が提出した書類に虚偽の記載があった場合
4. 利用者について刑事手続きが開始された場合
5. 第10条に定める禁止事項を行った場合
6. その他、本施設の利用者として不適切と判断した場合

第13条（損害賠償）

利用者は、故意または過失により本施設、本施設スタッフなど第三者に人的または物的損害を与えた場合、直ちにその事実を本施設スタッフへ報告するとともに、その損害を賠償する。

第14条（免責事項）

本施設スタッフは以下の責任を負わない。

1. 他の利用者が利用中に起こした事故やトラブルにより生じる利用者の損害に対する賠償
2. 本施設利用中に生じた利用者の所有物の盗難または棄損により生じる損害に対する賠償
3. 不測の事故、地震、水害、火災、停電、ITインフラ等設備機器の不調、破壊、故障等により、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合の、これに付随して利用者にも生じる損害に対する賠償
4. 本施設の設定（無料インターネット等）を利用した際の、パソコンの不具合若しくはデータの消去又は漏洩等の事態の発生によって生じる利用者の損害に対する賠償
5. 遺失物法に従って対処した、本施設内での拾得物に関する賠償

第15条（個人情報）

本施設スタッフは、本施設運営にて取得した個人情報を、次の各項の目的に対して使用し、それ以外の目的で利用する事はない。利用者は、本施設スタッフが次の各号の目的の範囲内で取得した個人情報を使用する事に同意をするものとする。

1. 本施設の運営及び事業支援・創業支援を行う必要がある場合
2. 利用者登録解除後であっても、本施設スタッフが連絡を取る必要がある場合
3. 本施設運営に付随するサービスにおける情報の提供や案内をする必要がある場合
4. 本施設スタッフが本施設の運営上、業務委託先等の第三者へ開示する必要がある場合
5. 本施設利用者が本施設スタッフや第三者へ不利益を及ぼすため、登録内容を警察又は関連施設に通知する場合
6. 裁判所、警察、税務署又はこれに準じた権限を有する機関から登録内容についての開示

を求められた場合

第16条（利用料金の返還）

利用料金は、時間内での退出等をしたとしても、返還・減額をしない。また、すでに発生したものは免除しない。

第17条（準拠法・管轄裁判所）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約について紛争が生じたときは、東京地方裁判所立川支部または立川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

（2023年5月10日現在）